

遊佐町告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次の案件を付議するため、第550回遊佐町議会臨時会を令和3年10月12日遊佐町役場に招集する。

令和3年10月5日

遊佐町長 時田 博機

第550回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和3年10月12日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※補正予算の審議及び採決

日程第 3 議第81号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	中 川 三 彦 君	企 画 課 長	佐 藤 光 弥 君
産 業 課 長 兼	渡 会 和 裕 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
農 委 事 務 局 長	池 田 久 君	町 民 課 長	後 藤 夕 貴 君
健 康 福 祉 課 長	館 内 ひ ろ み 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
会 計 管 理 者	菅 原 三 恵 子 君		
教 育 委 員 会 長			
教 育 課 長			

☆

出席した事務局職員

事務局長 高橋善之 議事係長 東海林エリ 主任 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第550回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、遊佐町議会会議規則第127条の規定により、5番、齋藤武議員、6番、松永裕美議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。記念すべき第550回遊佐町議会臨時会の運営について、昨日10月11日午前10時から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日10月12日1日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に補正予算1件を上程し、補正予算1件の審議及び採決を行い、第550回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査したいと思いますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、議第81号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

高橋議会事務局長。

事務局長（高橋善之君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第81号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大が長引く中、高齢者等への生活支援や町内事業所の需要拡大に係る事業費について補正するものであり、歳入歳出予算の総額に4,200万円を増額し、歳入歳出予算の総額を100億9,500万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰入金で4,200万円を増額し、歳入補正総額同額の4,200万円を増額補正するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、民生費で4,200万円を増額し、歳出補正総額同額の4,200万円を増額計上するものであります。

以上、補正予算案件1件についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により補正予算審

査特別委員会を構成しないで、本会議において審議したいと思いますですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

それでは、日程第3、議第81号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）について直ちに質疑に入ります。

なお、本会議での質疑は1人につき3回までをお願いいたします。

2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） それでは、3回までということでありましたので、私のほうから質疑させていただきたいと思います。

时期的にこういった形で補正を組んで、町内業者の皆さんが容易でないのだという声は多々聞こえております。タイミング的にはとてもいいタイミングなのかなと私も思っておりました。ただ、前日、全員協議会の中でご説明をいただいた中で、ちょっと私的にもやもやがなかなか取れないところがあったので、そういったところをちょっとお聞きしたいと思いますので、ご答弁のほうよろしくをお願いしたいと思います。

初めにですけれども、課長のお話の中では、今回の補正予算のこの補正はスマホを持っていない方々のペイペイ終了後の弱者に対するそういった補正で、独り親世帯、65歳以上の世帯の皆さんから使っていたきたいというご説明がありました。前回のペイペイにつきましては、やはり2か月の期間の中で1か月で終わってしまったと、それだけ利用が多かったという中にはありましたけれども、やはり使える人、使えない人が多々出てきたのではないかなと思っております。その説明の中で、スマホを持っていない人たちへの弱者への対応というお話があった中で、ペイペイのお話の中で産業課長のお話では統計は取れないのだと、町内での統計、また町外から利用者の統計は取れないというお話がありましたが、そういった中で弱者への対応ということで、なぜこの65歳以上の高齢者と独り親世帯になってしまったのかというところの内容をお話を伺いたしたいと思います。私としては、やはり全世帯とか子育て世代なども入れていただいたらとてもよかったのかなと思っております。ペイペイは独り親世帯の方々も65歳以上の方々も持っている方もいらっしゃると思いますので、そのデータのない中で、なぜこの2つの世帯になってしまったのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

なぜ高齢者あるいは独り親になったかというご質問ですけれども、高齢者を対象としたということでありますけれども、それはペイペイの還元事業の恩恵を受けるということはスマホを持っていましてペイペイを利用したという方々が恩恵を受けられるわけですけれども、高齢者につきましては、特に年もっと上の方についてはスマホを持っていないというのはよくお聞きすることです。周りの人を見ても、やっぱりたとえ高齢になればなるほどスマホを持っていないというのはやっぱり現状であります。そのためその人方を支援するという意味で、まず高齢者というふう考えたわけですけれども、ただ確かに例えば80歳以上とか70歳以上とかというふうには、70だとまだ持っているかな。80歳以上とかというふうには区切れ

ば、確かにそれは狭まることではありますけれども、この事業の目的の一つとしましては、事業所も支援するという事も入っています。ですので、やっぱり数、商品券の交付先を少なくするというよりは、事業所で多く使っていただくためにも少し範囲をやっぱり広げるべきであるということでありまして、いわゆる高齢者というある程度の区切りのある65歳以上ということと考えた次第であります。そして、独り親につきましては、やはり独り親ということで収入もなかなか限られてくるということでもありますので、独り親も支援しようということで、高齢者と独り親ということで今回進めさせていただきました。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 内容につきましては、今課長から答弁のとおりだと思いましたが、今事業所にも支援というお話がありました。その事業所の中で、この要項の中では遊佐町に事業所を有する商工業者でというふうな形でお話がありましたが、商工会が実施主体となっておりますが、説明の中では商工会に加入していないところでは個人は3,000円、法人は1万円の登録費用がかかるというお話がありました。ここがやはり説明伺ってから、なかなかもやもやしていて、遊佐町の補助金でやる事業を商工会が実施をする内容の中で、なぜ商工会に加入していないところの事業所が登録費用を出さなければならないのかというところが引っかかっておりまして、本来であれば町の事業でありますので、全事業所が対象になって、どこでも参加できて、やはり町の中でお金が潤うという、そういったイメージをしているのですけれども、なぜここで3,000円、1万円の登録費用が、多分前回もそうだったのですけれども、今回は換金方法がJAさんというふうな形になっておりましたので、そういったところも踏まえて、商工会さんはどういふふうに考えているのかもちょっと分かりませんが、なぜそこで町の事業に対して3,000円、1万円の登録費用が商工会に入っていないところは必要なのか、その辺の内容を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田久君） お答えいたします。

商工会のほうからの話を伺った限りでは、やっぱり会員と非会員の差をつけてもらいたいという何か会員からの意見があったというふうにはお聞きしております。議員おっしゃるとおり、確かに町の事業としましてはより多くの事業所から参加していただいて、この商品券を活用していただくというのが目的でもありますので、会員、非会員の差というのについてはちょっと今後検討させていただきたいと思っております。なお、この事業が10月15日号に商工会での募集というのがもう載っておりますので、それを考えることは今ちょっと難しい点がありますので、ちょっと今後考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 2番、那須正幸議員。

2番（那須正幸君） 3回目、最後ということでもあります。今課長からもご説明がありまして、商工会さんからのご要望があつて会員と非会員を分けてもらいたいというお話がありました。よく買物に行かれた方は、商品券を持って行って買物に行って、レジで出したら、うちでは使えないのだというふうなお話をよく多々聞きます。やはり町の中で使える商品券でありますので、ぜひ全事業所で使えるような体制を、例えば町のほうでこういった手数料を負担するとか、いろいろなやり方があると思いますので、そういったところも踏まえて、ぜひ商工会さんと協議をしていただいて、こういったことができればなくなって、

全ての事業所に配布できるような形で検討いただければありがたいと思いましたが、そういったところもぜひお願いしたいと思います。

(何事か声あり)

2 番(那須正幸君) 質問ちょっとまだありますので、すみませんが。

(「分かっていない」の声あり)

2 番(那須正幸君) それから、もう一つあったのですが、3,700世帯今回対象という形であります。実は遊佐町の世帯数は4,970ありました、全ての世帯が。もう残り1,200世帯でこの3,700万円の予算という形であれば、均等割すれば7,000円平均で全世帯に配布ができるわけであります。やはり平等性を考えた場合、町民の皆さんから考えた場合、5,000円でも3,000円でもとてもありがたい補助金ではないかなと私は思っております。私の世帯でもそうですけれども、やはり3,000円、5,000円というのは使える商品券というのはとてもありがたいと。やはり7,000円の例えば平均で全世帯にお配りすることも今回はできたのではないかと私は思っております。その中で1つちょっと気がかりだったのがあったのですけれども、65歳の高齢者がいる世帯、多分これ1人の世帯もあると思うのですけれども、納税未納者に対しては、何らかの都合で納税ができなくて未納になっている方々もいらっしゃると思いますけれども、そういう納税の未納者の方々に關しましても配布になるのか、ならないのか、最後に聞いて、終わりたいと思います。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は平等ではないのではないかと話ありましたけれども、これ全協でも那須議員おっしゃっていましたが、私から見れば国の給付制度、全世帯一律にという形であれば、それは町としてはそれに基づいてという形で10万円の給付は、それは町単独でなく全国でやりましたが、今回に関しては町の基金を取り崩して行方制度。ということは、当然制度設計するときにはやっぱり地域の困っている人を何とか応援しようという形でスタートしたということ。また、いわゆる大きな中央資本のお店が支店として全部やられたら町内の商工業者にほとんど使用されない事態も想定される。なるべく中小、ちっちゃなお店でも町内の商工業者にやっぱり使ってもらいたいという形で、そして大きいムサシさんとかそういうところは商工会に入っていないのです。それから、JAもか。そんな形でやっぱり小さい町内のお店を何とか支援したいというのが町としての基本姿勢なので、その辺は質問の趣旨から聞こえませんが、読み取れませんでしたので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとは、非未納については課長をもって答弁させていただきます。

議 長(土門治明君) 池田健康福祉課長。

健康福祉課長(池田 久君) お答えいたします。

未納の方がいる世帯ということでご質問ありましたけれども、その方々についても生活は今厳しい状況で、いわゆる未納があるというふうに理解しております。そのため、この事業につきましてもそういった苦しい生活の人の支援という意味も兼ねておりますので、福祉的に見ればそちらの方々にも交付しようと考えております。

以上です。

議 長(土門治明君) これで2番、那須正幸議員の質疑は終了いたしました。

5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 今町長が町長席から分かっていないということで、那須議員に対してやじという
か、独り言があったと思います。

（「いや、理解していないって」の声あり）

5 番（齋藤 武君） 理解していないということですね。私は、そういうことではないと思うのです。
7日の日に全員協議会で説明を受けて、まず町のほうのおっしゃる制度趣旨、制度の設計は分かった。そ
の上でお聞きしているの、分かっていないということではないと思いますので、そこはご発言を考えて
いただいたほうがいいのかと私は思いますので、冒頭申し上げます。

ちょっと具体論を健康福祉課長にお聞きしますけれども、先ほどの2番議員と重なる点がありますけれ
ども、お聞きいたします。まず、その根拠がやはり弱いと思います。スマホを持っていない高齢者が多い
と思われるというような趣旨、あるいは7日の日の全員協議会だと、それがゆえにペイペイボーナス還元
キャンペーンにいわれる高齢者の方が乗ることができなかつた、だからこれをやるのだというような趣
旨のお話がありましたけれども、そもそもこれ以前から話出ていますように町民の方が何人ペイペイボ
ナス還元キャンペーンに関わられたかどうか、あるいは今おっしゃった高齢者の方が何%スマホを持ってい
る、持っていないというような数字というのは誰しも分からないと言っていいと思うのです。少なくとも
この議場にいる人が。分からない状態で、だろうという推測をもって制度設計するというのは、私はこれ
は行政としてはどうかというような気がいたします。それから、少し広げると、範囲を少し広げるとい
う発言ありましたけれども、少しって、では何なのと、それも結局腰だめなわけです。全て腰だめ、腰だ
めで来ているということにおいて、だから2番議員がいろいろお聞きしたわけであって、決して分かって
いないから聞いているわけではなくて、何でそういうことなのかという趣旨がやっぱり質問の背景に
はあるのだと思います。

今の何を聞きたいかということですが、そのようないわゆる腰だめ、大体のところでは制度設計を
しているということに関して、これは担当課としてこれでいいのかと出して出したのかどうか、確認した
いと思います。

議 長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

確かに例えばペイペイがどのくらいの方がそれを利用したか、年代別というのはやっぱり出ていない状
況ではあります。しかし、高齢者がなかなかスマホを持ってペイペイの還元事業を利用している人がやっ
ぱり少ないというのは確かにあると思っております。確かに何%が、その高齢者の何%がそれをしなかつ
たのかという数字的根拠というものを出示してくださいと言われれば、当然今の現在では出てこない状況で
はありますけれども、やっぱり高齢者、利用できなかった高齢者を助けるという意味で今回の事業を進め
させていただいたわけでありますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 今最後におっしゃられました高齢者を助けるという趣旨であったとすれば、であ
れば例えば高齢者世帯に限ると、限るといふか、高齢者世帯という外枠ははじめてもよかったと思うのです。
ところが、制度を見ますと高齢者がいる世帯というふうになっております。これがために世帯数が大きく
広がってしまった。しかも、この対象範囲が曖昧になってしまったというのがあると思ひます。ですので、

高齢者がいる世帯だと、たまたま65歳以上のお年寄りが1人いれさえすればその世帯が該当するというようになってしまって、その高齢者を助けるという言い方が適切か分かりませんが、高齢者に向けての施策という趣旨がかなり薄まってしまっているというふうに私は思うのです。そこら辺、やりようによっては高齢者に限るということもできたと、十分制度的にできる、できたと思うのですが、そうしなかった理由、それは町長が先ほどおっしゃったように町の商工業者に対する必要性があるからということでもあるのでしょうか、だとしたら、ではいつそのこと75%、3,700世帯で行くわけですから、いつそのこと全世帯にしたほうがよほどすっきりするのではないかというふうに思えるわけですが、その高齢者世帯に限るというふうにしなかった理由と、もう一つ関連してですけれども、念のためお聞きするわけですが、使用者、その商品券を使える人は高齢者に限るのか、それともその世帯に住んでいる人であれば、高齢者がいる世帯であれば、該当する世帯であれば、世帯員であれば使うことが可能なのか、その2つをお尋ねいたします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） お答えいたします。

高齢者に限るといふ、高齢者だけの世帯ということにすればという話でしたのですけれども、実際に高齢者だけの世帯ではなくて若い人たちといふ高齢者の方、その方についても例えばスマホを持っていないとかというふうなことも考えられるわけでありまして、その人が例えば世帯主であるとかということも考えられるわけでありまして、それを一つ一つ区切って、この世帯、この世帯というふうにして調べてこの事業を行うといふのはかなりの労力が必要になってきて、なかなか大変な作業になります。そのため高齢者世帯というふうなだけではなくて、そのほかに高齢者、いわゆるスマホを持っていない高齢者の方も救うという意味で範囲を広くさせていただいたところであります。

なお、使用者はどうするのかという話でありますけれども、基本的にこの商品券につきましては世帯主のほうに送る予定と考えておりますので、こちらとしても例えば高齢者が使ったか、あるいは若い人が使ったかという、そういった判断は当然つかないわけでありまして、そこをきつく締めたとしても必ずそれはなかなかできないということもありまして、その世帯で使用するといふような考えであります。

以上です。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 最後に、総括的なことで町長にお尋ねいたします。

釈迦に説法ですけれども、角を矯めて牛を殺すということわざがあります。牛の角を直そうと思ってあれこれしているうちに、結局牛が死んでしまったということから、制度をよくしようと思っていじったのだけれども、いじり方が不適切だったために元も子もなくなってしまったという意味のことわざだそうですね。これやはり総合的に考えると平等性だとか、あるいは町商店への波及効果等々を考えると、もう既に3,700世帯が対象になるわけですので、これをいつそのこと全部にすると、ああ、いい町長だと言って、私は評価を受けるのではないかと思ったりするわけですが、あくまでこれ総合的な話です。個別にはいろいろある。だから、例えば各論を言えば世帯ごとより、それこそ国の定額給付金のように1人幾ら、あるいは高齢者1人幾らというふうなほうが一番平等性はあるのでしょうか、それは事務の関係上、大変だといふのは分かるわけですが、せめて全世帯、もうちょっと上積み、あと25%行くか行かないかの

世帯数で全世帯になるわけですので、そのようなお考えはなかったのかどうか、最後お聞きいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、昨年度もプレミアム商品券事業については夏の商戦と、それから歳末商戦、2回に分けて、やっぱり町で行わなければならない形で実施をいたしました。議会からお叱りを受けるのはばらまきではないかと言われるのではないかと心配はしていましたが、私自身は町の財政基金について私が引き受けたときが3億300万円、決算で12億4,000万円ほどですか、4倍ほどにしていますが、町民が困ったままで町だけがよいという状態はやっぱり避けるべきであろうと。そして、今の商品券事業に関しては令和3年度の12月の15日から使えるようにしようということで、去年のプレミアム商品券、いわゆる買いに行って、そしてそれを求めて、そしてそれらを町内で使ってもらおうという形と代わるものという形の位置づけで町の経済の活性化と、そして町内困っている方を何とか支援しようという形でさせていただきました。全て町民に町単独で給付という形でやれば、それはすばらしいのでしょうかけれども、基金はしっかり職員、そして町民が一生懸命理解して、議会の理解の下に蓄えてきた基金でありますので、それら等の使い道についてはやっぱり大風呂敷はなかなか広げることが想定はしていませんでした。ただ、国の給付金を大分要望していた。私は、もう9月議会の前から補正予算組んで、医療関係、経済関係、本当に宿泊関係とかとんでもない経済状況だから、早くやってくれないかと思って心待ちにしていたのですが、それら等がかなわずの中で、苦渋の決断で町単独でやらざるを得ないという状況でありましたので、大盤振る舞いはできませんでした。この辺についてはご理解をお願いしたいなと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） これで5番、齋藤武議員の質疑を終了いたします。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） この商品券の使用期間が12月15日から翌年の1月31日、45日間程度という期間でございますが、果たしてこの期間が妥当であるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） 期間についてのご質問ということでありますけれども、1つはまず年末年始のお金を使うこの時期にまず商品券を使っていたきたいということと、それからあとは還元する還元期間、金融機関であります庄内みどり農協、あと実際に委託先の商工会のちょっと事情もありまして、この期間とさせていただいたところです。こちらとしてももっと延ばしたかったのですが、どうしてもということでこの期間になってしまいました。ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 我々は理解はできますが、果たして使う方に理解を得られるかということが1点懸念されるところでございます。さらには商品券使用時の釣銭はなしとするという記載がございますけれども、この釣銭がないという、これの根拠的だか、そういう何か理由はどのようにお考えでしょうか。お願ひします。

議長（土門治明君） 池田健康福祉課長。

健康福祉課長（池田 久君） この釣銭なしということについては、その買物をするときの事務というか、そのほか金融機関での事務などを考えまして、煩雑になるのを防ぐためにまず釣銭はないということでさ

せていただいたところです。

議長（土門治明君）　これで3番、佐藤俊太郎議員の質疑を終了いたします。

4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君）　私は、この制度を見たときから思っていたことなのではすけれども、やはり今までこういったことはずっと重ねてきたわけですが、そういったときつらつら思っていたことなのではすけれども、やっぱり還元、支援というのはどうしても世帯という概念、ここを取り、その世帯という概念があることによって中途半端というか、分かりづらいものになっていると。こういうふうには支援というのはあくまでも個人をなるべく捉えていくようにすべきだというふうには考えているのが一つの疑問の一番大きなところではす。

それで、お尋ねしたいのは、町としては個人の、これはもう子供も老人も含めてではすけれども、収入というのは一人一人について押さえようと思えば数字で押さえられるのではないではすか。そこのところをまず1点お尋ねしたいと思います。

議長（土門治明君）　後藤町民課長。

町民課長（後藤夕貴君）　お答えいたします。

ただいまのご質問は、町民一人一人の所得を調べることができるのではないかとご質問だったかと思ひます。申告などがござひますので、所得については担当のところでは提出していただひておひますので、町民の皆さんから提出していただひておひますので分かりますけれども、これはあくまでも個人情報となりますので、ほかの部署のほうで利用するということではすできません。

以上ではす。

議長（土門治明君）　4番、佐藤光保議員。

4番（佐藤光保君）　そういったものを活用していくということではすないとなかなか個人に対する支援というのは、本当の意味での必要な支援というのは行き届かないのではないかと、実質的なものにならないのではないかとごひ疑問をまず1つ持ちます。

あともう一つのあれは、3,700万円の商品券に対して、結局4,200万円。500万円が諸経費としてかかるわけではすよね。どうもこれはかかり過ぎではないかと。こういったものも例えばほかの方法、その還元とか口座振込とか、そういったことを使えれば、そういったあれが節約できるのではないかとごひ疑問を1つ持ちます。それで、ただそういうふうにはすもの、言っではすみるもの、この間のペイペイの一件、それから今回の財調の取崩しという町長の説明がありました。町の財政事情も分かるわけではす。だから、そういった大盤振る舞いができないというのは分かるではすけれども、これからこのようなことをやる時にはそういうふうにはすしてどうやっではすもっと合理的な個人というもの一人一人をもっと念頭に置いた還元の方法、そういうものを考えるべきだというふうにはすして思ひます。これは要望となりますので、もしお答えがあれれば伺ひます。

議長（土門治明君）　これで4番、佐藤光保議員の質疑を終了いたします。

ほかにごひありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君）　ないようではすので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

9 番、阿部満吉議員。

9 番（阿部満吉君） 修正動議を発言させていただきます。

書面では用意しておりませんでしたけれども、内容については先ほど5番議員の質問の中にもありました全世帯への給付を、給付というか、商品券の発行を願っての修正動議でございますので、よろしくお諮りいただけたらと思います。

（「休憩動議」の声あり）

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 休憩動議。

議 長（土門治明君） 休憩いたします。

（午前10時41分）

休

憩

議 長（土門治明君） それでは、会議を再開いたします。

（午前11時19分）

議 長（土門治明君） 9番、阿部満吉議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

9番、阿部満吉議員。

9番（阿部満吉君） 休憩前に申し上げたとおり、今回の動議には文書を用意しておりませんでした。先ほどの質問にもありましたように、町民の中でも対象となられる方、対象から外れる方もございますので、今後何らかの形でまたその方々へも救済が行われることを期待いたしまして、今回の動議は取り下げさせていただきますので、よろしく願いいたします。大変お騒がせいたしました。

議 長（土門治明君） 修正動議については、ただいま発言のとおり取り下げになりましたので、続いて討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第81号 令和3年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第550回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和3年10月12日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 齋 藤 武

遊佐町議会議員 松 永 裕 美